第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業　実施要綱

令 和 7 年 5 月 21 日
新潟県観光文化スポーツ部
ス　ポ　ー　ツ　課

1　趣旨

県民がスポーツを通じて豊かな生活を送る社会の実現を目指すため、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり等への支援を通じ、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

2　対象となる取組

本事業は、次の要件を全て満たす取組を対象とする。

(1) 地域資源（地域特有の自然環境、施設等）を活かしたスポーツ振興の取組であること。
(2) スポーツによる地域活性化（※）を推進する取組であること。
(3) スポーツ関係団体、観光関係団体、まちづくり関係団体、民間企業、行政等が連携・協働して実施する取組であること。
(4) 新潟県内で実施する取組であること。

※地域活性化に向けた他分野（買い物、エコ活動、婚活、子育てなど）との連携を通じたスポーツ・運動の促進、スポーツを通じた社会課題（少子高齢化、健康増進、まちづくり、交流人口の拡大、地域経済の衰退、共生社会実現など）の解決

3　事業の実施主体

本事業の実施主体は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）が指定する団体（以下「指定団体」という。）とし、県スポーツ協会と共同で実施するものとする。

4　指定団体の要件

本事業の指定を受けることができる団体は、次の要件を全て満たす団体、又は新潟県内の市町村とする。

(1) スポーツ振興、観光振興、まちづくり、又は地域の活性化のための事業を行うことを目的とする団体であって、営利を目的としない団体であること。
(2) 法人格を有する団体、若しくは法人格を有しないが、会計処理、意思決定、責任体制等の方法を定めた定款又はこれらに類する規約等を有している団体であること。
(3) 新潟県内に活動の本拠となる事務所を有している団体であること。

5　事業費の額

原則として、１指定団体初年度 45 万円、次年度 50 万円を上限とする。なお、指定団体とな

った場合であっても企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県スポーツ協会と協議の上、決定するものとする。

6　指定期間

原則として、令和７年度から令和８年度まで継続して指定する。ただし、令和８年度については、県の次年度以降の予算成立を前提にしており、予算措置されない場合は当該年度限りの実施とする。

7　事業の対象経費等

(1) 本事業の対象となる経費は、報償費、旅費、消耗品費、スポーツ用具費（５万円が上限)、印刷製本費、役務費、委託料、負担金（講習会参加費等)、使用料及び賃借料その他事業実施上必要と認めたものとする。

(2) 本事業の対象となる経費の額は、県スポーツ協会が認めた額とする。

8　委託の取扱い

指定団体は、第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、事業の一部に限り委託することができる。ただし、事業の企画、調整、遂行管理等を委託することはできない。

9　経費の支払い

(1) 本事業の対象となる経費は、原則として、県スポーツ協会が支払を行う。

(2) 指定団体は、あらかじめ事業実施計画書兼経費見積書を県スポーツ協会に提出し、承認を得るものとする。

10　事業計画書の提出

指定団体は、毎年度３月 31 日までに翌年度の事業計画書を県スポーツ協会に提出し、承認を得るものとする。

11　事業計画の変更

(1) 指定団体は、事業計画に変更がある場合は、速やかに変更計画書を県スポーツ協会に提出し、承認を得なければならない。

(2) 指定団体等は、上記(1)に該当する場合であっても、事業計画書に記載された経費の項目毎に配分された額の変更であって、変更の前後における金額の増減が 20%又は５万円のいずれか高い額を越えない場合には、承認を得ることを要しない。

12　事業報告書の提出

指定団体は、毎年度３月 31 日までに当該年度の事業報告書を県スポーツ協会に提出するものとする。

13　広報の実施・協力

指定団体は、様々な媒体を通じて積極的な情報発信に努めるとともに、県スポーツ協会等が行う広報に協力するものとする。

14　書類の保管

指定団体は、本事業に関する書類について、事業を実施した翌年度から５年間保管しておくものとする。

15　秘密の保持

指定団体は、本事業の遂行によって知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

16　調査等

(1) 県スポーツ協会は、本事業の実施状況等について、実態調査を行うことができる。

(2) 県スポーツ協会は、事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

(3) 県スポーツ協会は、指定団体に対して指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力するものとする。

17　指定の解除

県スポーツ協会は、次のいずれかに該当すると認められる場合は、指定団体の指定を解除することができる。

(1) 指定団体が本事業の実施に際し、不正行為を行った場合

(2) 指定団体が県スポーツ協会に虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合

(3) 社会的信用を損なう行為等により、指定団体とすることがふさわしくないと認められる場合

18　その他

この要綱に定める事項のほか、必要な事項は、県スポーツ協会が別に定める。

第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業　実施要領

１　目的

この要領は、第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業実施要綱に規定する事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

２　事業の実施に関する事項

(1) 実施運営

事業の実施、運営に当たっては、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）から指定を受けた団体（以下「指定団体」という。）の責任の下に行うものとする。

(2) 安全対策

ア　指定団体は、本事業においてイベント等を実施する場合には、救護体制を確保し、安全に配慮して実施するものとする。

イ　本事業の実施における事故等については、指定団体において対応するものとし、事故等が発生した場合には、速やかに県スポーツ協会に報告するものとする。

ウ　指定団体は、本事業の実施に当たり、スポーツ傷害保険等に加入するものとする。

(3) 物品の適正な管理等

指定団体は、本事業において購入した物品等を適正に管理し、使用するものとする。

なお、指定期間終了後は、当該物品等を指定団体に譲渡することとし、物品等に関する管理及び使用の責任等はすべて指定団体が負うものとする。

３　参加費等に関する事項

(1) 参加費の取扱い

指定団体は、本事業においてイベント等を実施する場合には、参加者から参加費を徴収することができる。ただし、参加費は、本事業の実施に要する経費に充てられなければならない。

(2) 助成・協賛等の取扱い

指定団体は、事業の内容の充実を図る場合には、本事業費とは別に助成及び協賛等を得て、本事業に充てることができる。

４　事業の対象経費に関する事項

(1) 報償費

会議出席者、実技指導等に係る講師、指導者等への謝金を対象とする（業者等との契約による場合は、役務費に計上すること。）。

(2) 旅費

本事業の実施に必要な旅費、交通費を対象とする。

(3) 消耗品費

本事業の運営に直接必要とする消耗品を対象とする。ただし、１点あたりの取得価格（消費税及び地方消費税を含む。）が１万円以上のものは、対象とならない。

(4) スポーツ用具費

スポーツ、競技等の実施に直接必要とする用具又は消耗品を対象とする。ただし、事業費の対象となるのは、総額（消費税及び地方消費税を含む。）５万円までとする。

(5) 印刷製本費

案内用のチラシ・パンフレット等の印刷製本に係る経費を対象とする。

(6) 役務費

ア　会場設営、アンケート調査等に係るデータ集計・入力等の役務の請負に係る経費、保険料を対象とする。

イ　はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等を対象とする。

(7) 委託料

指定団体が自ら行うことが困難な事務の外部委託に要する経費を対象とする。ただし、事業の企画、調整、遂行管理等を委託することはできない。

(9) 負担金

講習会参加費等を対象とする。

(10) 使用料及び賃借料

会場使用料、機械・物品・用具・器具・設備等の借上料やリース料を対象とする。

(11) 食糧費

食糧費（会議等における飲料費を含む。）は、事業費の対象とならない。

(12) その他

本事業の対象となるのは、県スポーツ協会から指定を受けた後に支出した経費に限るものとする。

5　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県スポーツ協会が別に定める。

第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業　審査要領

１　目的

この要領は、第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業の指定団体を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものとする。

２　審査委員会

(1) 本事業に係る企画提案の審査は、審査委員会により実施するものとする。

(2) 審査委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査を行うものとする。

３　審査委員

別表１のとおり

なお、審査委員は、予告なく変更（代理出席含む）し、又は追加する場合がある。

４　審査方法

(1) 審査委員は、「５　審査基準及び配点」に定める審査項目に基づき評価する。

(2) 審査委員ごとに 100 点を満点として評価点を合計し、総得点が最も高い参加者から指定団体候補者として選考する。

(3) 最低基準点は 60 点とし、基準点を下回った委員があった場合は、協議によって指定団体候補者としての適格性を審査する。

(4) 総得点が同点となった場合は、協議によって順位を決定する。

５　審査基準及び配点

別表２のとおり

６　審査結果の通知

審査結果については、企画提案審査の参加者に文書で通知（メール送信）する。

別表１　審査委員会委員

１	学識経験者（複数名予定）
２	新潟県観光文化スポーツ部スポーツ課長
３	公益財団法人新潟県スポーツ協会専務理事

別表２　審査基準及び配点

審査基準	配点
１　事業コンセプト ①　実施要綱の趣旨（「スポーツによる地域活性化を推進」等）の達成が期待できるコンセプトとなっているか。 ②　「地域資源（地域特有の自然環境、施設等）」を十分に活かしたコンセプトとなっているか。 ③ 地域活性化に向けた他分野との連携を通じたスポーツ・運動の促進、スポーツを通じた社会課題の解決が期待できるか。 ④ 他の地域においても参考となるモデル的な取組みとなっているか。	１５
２　事業内容 ① 事業内容は、事業コンセプトに合ったものとなっているか。 ② 事業内容は、着実な実施が見込めるものとなっているか。 ③ 事業の効果を高めるための工夫がなされているか。	２０
３　持続性・発展性 ① 本事業終了後の令和９年度以降も、持続的、発展的な取組みが期待できる展望（戦略やストーリー）が描かれているか。 ② 数値目標の内容や目標数値の設定が適切であるかどうか。	１５
４　新規性・拡充性 ① 新規の取り組みかどうか。 ② 拡充の場合は、これまでの取組みからの拡充内容や発展性はどうか。	１５
５　連携・協働 ① 多様な主体（団体等）と連携・協働した取組みとなっているか。又は十分見込まれるか。 ② 連携・協働の相手の役割は明確となっているか。 ③ 連携・協働の相手の強み、特色を活かしているか。	２０
６　実施体制 ① 事業の実施に必要な人員、体制等が確保されているか。又は整えられる見込があるか。 ② 事業を効果的に遂行するために必要な実績を有しているか。	１０
７　経費の妥当性 ① 妥当な経費が見積もられているか。	５

□　各審査項目の配点は、５点（最高５点、最低１点）を基準として採点する。

配点	配点基準
５点	大変優れている／大変期待できる
４点	優れている／期待できる
３点	普通
２点	やや劣る／あまり期待できない
１点	劣る／期待できない

□　配点が 10 点、15 点、20 点の項目は下記により採点する。

配点	採点方法
10 点	５点満点×２倍
15 点	５点満点×３倍
20 点	５点満点×４倍

第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業　募集要領

１　事業の概要

(1) 事業名

第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業

(2) 目的

県民がスポーツを通じて豊かな生活を送る社会の実現を目指すため、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり等への支援を通じ、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

(3) 事業の実施方法

本事業の実施主体は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「県スポーツ協会」という。）が指定する団体（以下「指定団体」という。）とし、県スポーツ協会と共同で実施するものとする。

(4) 事業内容

「第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業　実施要綱」のとおり

(5) 事業期間

原則として指定日から令和９年３月末日まで

２　事業費の額等

(1) 事業費

原則として、１指定団体初年度は 45 万円、次年度は 50 万円を上限とする。

(2) 採択数

３団体（予定）

３　資格要件

本事業の指定を受けることができる団体は、次の要件を全て満たす団体又は新潟県内の市町村とする。

(1) スポーツ振興、観光振興、まちづくり、又は地域の活性化のための事業を行うことを目的とする団体であって、営利を目的としない団体

(2) 法人格を有する団体、若しくは法人格を有しないが、会計処理、意思決定、責任体制等の方法を定めた定款又はこれらに類する規約等を有している団体

(3) 新潟県内に活動の本拠となる事務所を有している団体

(4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律代 77 号)第２条第１項第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあっては、当該県税の未納がない者であること。

４　説明会

この事業の募集に関する説明会は実施しない。

５　参加申込み

本企画提案審査に参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、「参加申込書」（様式１）を提出すること。

申込期限：令和７年７月４日（金）　17 時

申 込 先：問合せ先に同じ

方　　法：メール送信のみ　spo1@niigata-sports.or.jp

提出データ：Word 又は PDF で提出する

6　企画提案書の提出

(1) 提出期限等

期　限：令和７年７月 18 日（金）　17 時

提出先：問合せ先に同じ

方　法：メール送信のみ　spo1@niigata-sports.or.jp

(2) 提出書類の記載事項

事業目的を理解し、「第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業　審査要領　５審査基準及び配点（別表２）」を踏まえ作成すること。また、記入例も参照すること。

(3) 作成及び提出にあたっての留意事項

①　参加者は、１つの提案しか行うことができない。

②　「企画提案書（Excel)」（様式３）を必ず提出する。

③　企画提案書とともに下記により「参考資料」を提出することができる。（任意）

・「Ａ４用紙サイズ」５枚（片面）以内とする。

・単色、カラーどちらでも可。

・パワーポイントのスライドの場合は、Ａ４用紙サイズ５枚以内に PDF 変換（２in１／１ページに２スライド）して提出すること。従ってパワーポイント「スライド」は最大 10 枚までとする。

・参考資料中に写真やグラフ等を掲載できるが、動画は認めない。（プレゼンテーションでも動画投影やウェブサイトへのアクセスは不可とする）

・プレゼンテーションでは、パワーポイントのアニメーション機能を使うこともできるが、事前に提出している PDF 版との内容変更は認めない。

④　提出期限以降の企画提案書及び参考資料（動画、画像データを含む）の差替え又は再提出は認めない。

⑤　プレゼンテーションで使用を希望する場合は、パワーポイントのデータを企画提案書の提出とともに送信する。

なお、プレゼンテーションに向けたＰＣへのデータ移行、動作確認は、県スポーツ協会で行う。

7　誓約書の提出

「誓約書」（様式４）（Word 又は PDF）は、企画提案書とともにメールで提出する。

8　募集要領等の内容に対する質問の受付け及び回答

(1) 質問の受付け

「質問票」（様式５）を提出すること。

期　限：令和７年６月 13 日（金）17 時まで

方　法：電子メール

送信先：spo1@niigata-sports.or.jp

(2) 質問の回答について

期　日：令和７年６月 27 日（金）（予定）

回答方法：質問者にメールで返信する。また、他の参加者にも同様に送信する。

(3) その他

質問に対する回答は、本要領、実施要綱及び実施要領の追加又は修正として扱う。

9　プレゼンテーションの実施

(1)　参加者は、審査委員会において下記のとおりプレゼンテーションを実施する。

①　事前に提出している企画提案書に基づき説明のこと。（審査委員の書類は、県スポーツ協会で予め配布する。参加者は自らの分のみを持参すること。）

②　説明開始から終了までは 20 分以内とする。（参加者の自己紹介、企画提案書、参考資料の説明すべての時間）

③　説明後に審査委員からの質疑応答時間（15 分程度予定）を設ける。

④　パワーポイントでプロジェクターを使用する場合は、県スポーツ協会で事前に動作確認を行う。（当日はPCにデータを入れておく）
⑤　プレゼンテーションは集合参加のみとし、オンラインでの実施は行わない。

(2)　プレゼンテーションは、令和７年７月 30 日（水）に新潟市内で実施する。プレゼンテーションの時間帯（概ね１団体 30～40 分）等の詳細については、別途、参加申込者に通知する。
(3) 参加者は３名以内とする。
(4) 企画提案書の提出者が多数である場合は、県スポーツ協会において提出された書類による書類審査を行い、審査委員会に諮る参加者の選定を行う場合がある。書類審査を実施した場合は、令和７年７月 25 日（金）までに応募者全員に結果を通知する。
(5) 上記内容を事前の予告なしに変更する場合がある。

10　審査要領
「第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業　審査要領」による。

11　審査結果の通知
審査結果については、結果のみを参加者にメール送信する。

12　日程

募　集　公　示	令和７年６月３日（火）
質問の受付期限	令和７年６月 13 日（金）
質問の回答期限	令和７年６月 27 日（金）
参加申込の期限	令和７年７月４日（金）
企画提案書の提出期限	令和７年７月 18 日（金）
〔書類審査結果通知	令和７年７月 25 日（金）（予定）〕
審査委員会・プレゼンテーション	令和７年７月 30 日（水）
団　体　の　指　定	令和７年８月上旬（予定）

13　指定に関する事項
(1) 県スポーツ協会は、審査委員会の評価が最も高い提案を行った者から指定手続きを行い、予算の範囲内で指定する。ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の４の規定のいずれかに該当することとなった場合、指定を行わないことがある。
(2)　指定団体となった場合であっても企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、指定団体は、県スポーツ協会と協議の上、事業内容を決定するものとする。

14　問合せ先
公益財団法人新潟県スポーツ協会 スポーツ推進課　担当：佐川
〒950-0933　新潟市中央区清五郎 67 番地 12　デンカビッグスワンスタジアム内
電話番号：025-287-8600
E-Mail：spol@niigata-sports.or.jp

15　その他の留意事項
(1) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、参加者の負担とする。
(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがある。
(4) 提出された書類は返却しない。
(5) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、「参加申込辞退書」（様式２）を提出すること
(6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とし、応募を無効とする。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
ウ 期限後に提案書を提出した者
エ 特別の理由なく審査委員会・プレゼンテーションに参加しなかった者

(7) 本事業の審査・結果通知等に関する県スポーツ協会からの通知は、電子メール送信のみで行う。

(8) やむを得ない事情によりプレゼンテーションの日程等を変更する場合がある。

(9) 参加申込書、企画提案書等の提出があった場合は、県スポーツ協会から受領した旨の返信メールを送信する。送信後数日経過しても受領確認の返信メールがない場合は、電話で問い合わせをすること。

第４期 スポーツと地域活性化の好循環創出事業【参考資料】

R７.５.30

【趣旨】

県民がスポーツを通じて豊かな生活を送る社会の実現を目指すため、スポーツの力と地域資源を活用した魅力ある地域づくり等への支援を通じ、スポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

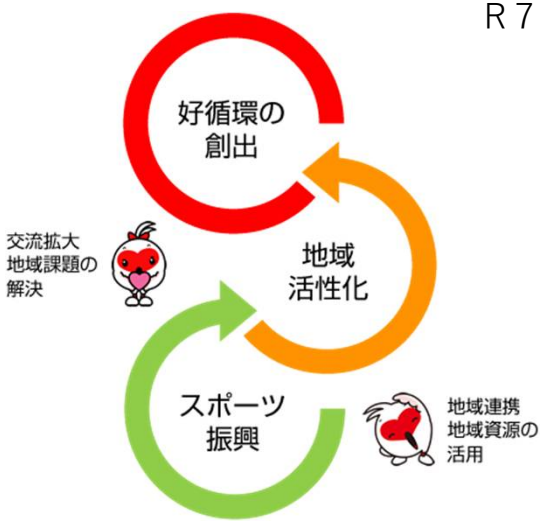

【対象となる取組み】

本事業は、次の要件を全て満たす取組みを対象とする。

- 地域資源（地域特有の自然環境、施設等）を活かしたスポーツ振興の取組みであること。
- スポーツによる地域活性化（※）を推進する取組みであること。
- スポーツ関係団体、観光関係団体、まちづくり関係団体、民間企業、行政等が連携・協働して実施する取組みであること。
- 新潟県内で実施する取組みであること。

※地域活性化に向けた他分野（買い物、エコ活動、婚活、子育てなど）との連携を通じたスポーツ・運動の促進、スポーツを通じた社会課題（少子高齢化、健康増進、まちづくり、交流人口の拡大、地域経済の衰退、共生社会実現など）の解決

【指定団体の主な要件】

本事業の指定を受けることができる団体は、
非営利のスポーツ団体等又は新潟県内の市町村とする。

第４期 スポーツと地域活性化の好循環創出事業【参考資料】

【対象団体と地域資源活用・連携のイメージ】

R７.５.30

地域資源（地域特有の自然環境、施設等）
を活かした**スポーツ振興**の取組み

スポーツによる地域活性化（※）を推進する取組みであること

※地域活性化に向けた他分野（買い物、エコ活動、婚活、子育てなど）との連携を通じた**スポーツ・運動の促進**、**スポーツを通じた社会課題**（少子高齢化、健康増進、まちづくり、交流人口の拡大、地域経済の衰退、共生社会実現など）**の解決**

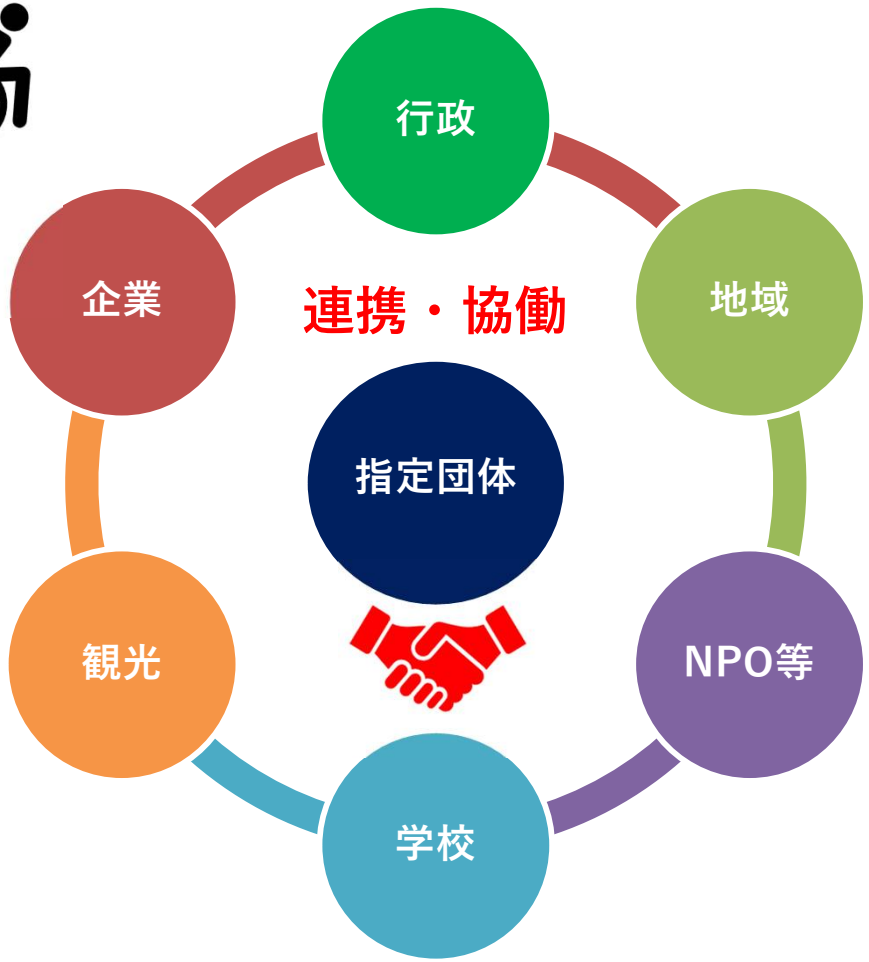

第４期 スポーツと地域活性化の好循環創出事業【参考資料】

Ｒ７.５.30

【事業の概要】

◆ 原則として２年間（令和７年度から令和８年度まで）指定する。
◆ 指定団体の予算は、原則として初年度45万円、次年度50万円を上限とする。
◆ 指定団体（事業企画・実行）と県スポーツ協会（経費執行）とで連携し、共同して事業を推進する。

【事業展開イメージ】

Ｒ７（2025）～Ｒ８（2026）		Ｒ９（2027）～
調査・試行的事業実施等	推進体制づくり・事業推進	推進体制の強実・事業の充実／自走化

＜取組内容の例＞
○ 情報収集（先進地事例視察等）や調査研究
○ 関係団体との調整、連携促進や拡充・強化
○ 県内外から参加のトライアル（試行的）事業の実施
○ 既存事業のブラッシュアップ
○ 推進組織（実行委員会、会議体等）の設立
○ 住民等への広報・普及啓発、体験会の実施
○ 持続可能な活動（自走化）への準備
○ 事業全体の検証・総括　など

＋ α

第４期 スポーツと地域活性化の好循環創出事業【参考資料】

＜第３期（令和４年度～６年度）指定団体の事業実施概要の紹介＞

R７.５.30

団体名	事業実施概要
特定非営利活動法人サードフィールドさど	**アウトドアスポーツで人を育て佐渡を元気にする** 加茂湖でのマリンスポーツ振興、サイクリング・ウィンタースポーツの振興に、アドベンチャーツーリズム、スポーツツーリズムの観点を取り入れ、地域活性化、青少年と市民の参加促進、島外参加者との交流人口拡大、関係団体の設立と連携促進などに取り組んだ。また、共益性と収益性の両立を図りつつ柔軟に事業展開するため、一般社団法人（地域限定旅行業登録済）に組織転換した。
十日町市スポーツコミッション	**地域資源(自然･文化･食･スポーツ･人々など）を活かした「地域ツーリズム」づくり** 「共生社会・パラスポーツ・温泉・食事」、「雪国文化・食事」、「雪国・教室グランピング宿泊体験」と、毎年度十日町市らしい宿泊・食事・体験・温泉・健康・スポーツの資源を活かしたモニター体験事業を試行的に実施し、地域ツーリズム研究会を中心として今後の合宿誘致や交流人口拡大に向けた事業化への検証・研究に取り組んだ。

第４期 スポーツと地域活性化の好循環創出事業【参考資料】

R７.５.30

団体名	事業実施概要
特定非営利活動法人Tap	**地域資源の新しい「つながり」をつくり出す** 地域資源の新しいつながり会議を開催し、「雪散歩」事業の拡充や地域資源を体験するウォーキング事業など、地域資源を活かし、地域の人々と交流しながら、心身のリフレッシュ・健康づくりに寄与する体験型事業の実施及び雪国スポーツ・雪遊びの啓発と継承を図るための子ども達への意識調査に取り組んだ。

＜第２期（令和元年度～３年度）指定団体の事業実施概要の紹介＞

団体名	事業実施概要
特定非営利活動法人 ネージュスポーツクラブ	**ユニバーサルスポーツによる活用ある「共生社会づくり」の実現** 「ユニバーサルスポーツによる活気ある共生社会づくり」を掲げ、ユニバーサルスポーツによる「市民の健康づくり推進」「共生社会づくりを推進する人材育成」「交流人口づくりと経済効果」を目指して取り組んだ。
松之山スキー協会	**雪国に「住んで良し、訪れて良し」のSNOW SPORTSの取組** 雪国に「住んで良し、訪れて良し」のSNOW SPORTSの取組を目指し、「まつのやま学園（小中一貫校）」の取り組むスノースポーツ授業を土台として、豪雪地帯のマイナスイメージをスノースポーツの魅力でプラスに転じ、世界的には価値のある豪雪地帯の天然雪の恵みを松之山地区のアドバンテージとして活かし、地域プライドを醸成して観光交流、関係交流（雪里留学等）によって松之山ならではの地域産業と地域教育の活性化、地元の競技者育成を目指して取り組んだ。
南魚沼市	**自転車によるまちづくり「RIDE ON 南魚沼プロジェクト」の推進** 自転車によるまちづくり「RIDE ON 南魚沼プロジェクト」を掲げ、自転車を軸に地域資源を活用し、南魚沼市の課題にみんなで挑戦し、スポーツの力で地域を元気にすることを目指して取り組んだ。

第４期 スポーツと地域活性化の好循環創出事業【参考資料】

R７.５.30

【事務の基本的な流れ】

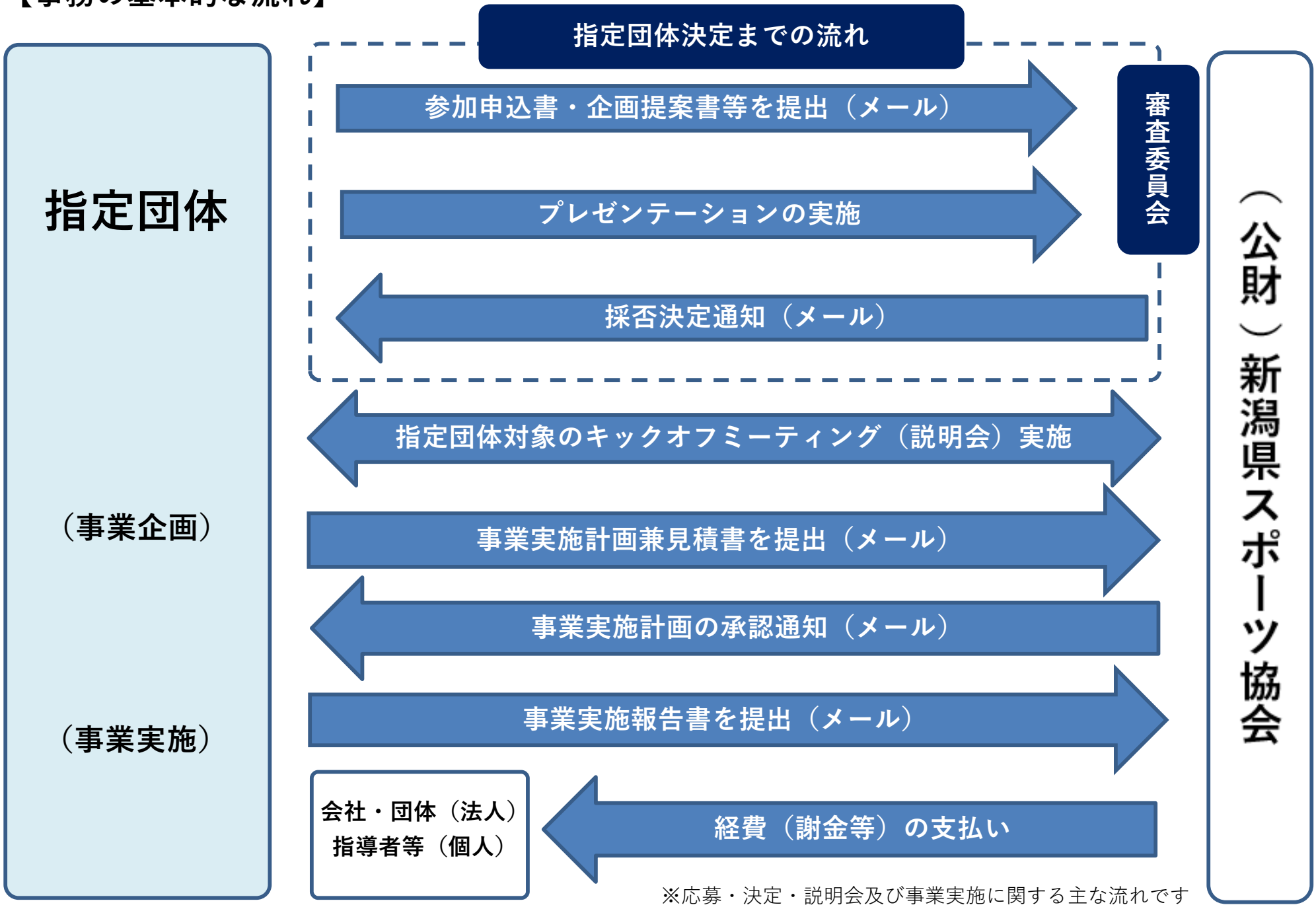

※応募・決定・説明会及び事業実施に関する主な流れです

（様式３）

記入例

令和７年　　月　　日

公益財団法人新潟県スポーツ協会会長　様

●「ＭＳゴシック」書体でで入力してください。
●セルの文字の大きさ（ポイント）は変更しないでください。
●あくまで記入例であり、記載内容相互の関連性はありません。

郵便番号：	950-0000
所在地：	◎◎市＊＊＊＊＊＊＊ ◎◎市総合体育館内
団体名：	新潟県◎◎◎協会
代表者役職：	会長
代表者氏名：	◇◇　◇◇

（市町村は主管課名・課長氏名を記入）　　（押印不要）

第４期 スポーツと地域活性化の好循環創出事業 企画提案書

当団体は、実施要綱、募集要領に掲げる全ての要件を満たしており、本事業の支援を受けたいので企画提案書を提出します。

団体概要

団体名 （法人格を含む正式名称）	新潟県◎◎◎協会							
代表者名 （市町村は主管課を記入）	役職名	理事長		氏　名	◇◇　◇◇			
事務局所在地 （市町村は主管課の所在地）	◎◎市＊＊＊＊＊＊＊							
団体設立年 （市町村は記入不要）	西暦	1968	年	法人格取得年	西暦		年	
	和暦	昭和　43	年		和暦		年	
令和６年度決算 （市町村は記入不要）	7,869,000	円	令和７年度予算 （市町村は記入不要）		8,000,000	円		
直近の会員数 （市町村の場合は主管課の人数）	10 人・(団体)	団体の正規職員	2 人	非正規（臨時）職員	3 人	5 人（合計）		

団体紹介（PR） （団体の設立目的、主な活動内容、特色など、団体についての自己紹介を箇条書きで簡潔に記入）（市町村の場合は市町村の概要とこの事業に関連する分野に関する主な取組を記入）	○当協会は、・・・・を目的として、・・に設立。 ○主に・・・を活動エリアとしており、・・、・・といった事業を実施 ○指定管理施設での・・・教室は好評である。 ○・・・や・・・が特色であり・・・・・ ○コロナ禍で・・・が顕在化した。 ○・・・大会を・・年に開催した。 ○近年は、・・・、・・・・にも取り組み、・・・も実施している。 **このような形で貴団体のことが分からない方にも概要が伝わるような自己紹介（PR）を箇条書きにて簡潔に記入してください。**					
国・県・県スポーツ協会事業の委託・補助等の実施状況（過去３年間）（市町村の場合はこの事業に関連する分野について記入）、	令和４年度	なし				
	令和５年度	・・・事業（県：補助）				
	令和６年度	・・・事業（県スポーツ協会：指定団体）				
市町村からの委託・補助等の実施状況（過去３年間） （市町村は記入不要）	令和４年度	・・・大会開催（委託）				
	令和５年度	・・・大会開催（委託）				
	令和６年度	部活動・・・（委託）				
指定管理の有無 （市町村は記入不要）	□	無し				
	■	有り	主な管理施設名	◎◎市総合体育館、◎◎市多目的広場		
連携・協働内容 （連携・協働を行っている場合は、どのような団体とどのように連携等を行っているか、代表的なもの３つ以内を簡潔に記入）（市町村の場合は、行政の立場からの連携先等を記入）（いずれの場合もこの事業に関連する分野について記入）	□	これまで行政・企業・学校・観光等の他分野の団体などとの連携・協働は行っていない				
	■	行政・企業・学校・観光等の他分野の団体などとの連携・協働を下記のとおり行っている				
	市の観光振興課、観光協会と・・・・					
	＊＊連盟と・・・・					
団体連絡先 （メールアドレスはこの事業に関する諸通知の送信先）	電話番号	025-000-000	ＦＡＸ番号	025-000-000		
	E－mailアドレス	niigata@abcdefg.ne.jp				
事業担当者等	事業の主たる担当者については主任の欄に記入					
主任	役職名	事務局長	氏名	○○　○○	緊急連絡先携帯電話	090-0000-0000
副任	役職名	＊＊委員長	氏名	△△　△△	緊急連絡先携帯電話	070-0000-0000

事業コンセプト（事業で目指す姿、ベースとなる基本的な考え方、構想）を端的に一行で記入	
事業コンセプト	地域資源を活用して競技人口と交流人口を拡大する

一行に収める程度で、できるだけシンプル・明瞭に設定してください。

上記事業コンセプトを定めた理由及び根拠を記入

事業コンセプトは、地域資源（地域特有の自然環境、施設等）を活かしたスポーツ振興の取組を進めたい理由。その根拠（実績や特色ある施設、資源を有する点など）について明確に記入してください。

「実施要綱」の「２ 対象となる取組」について記入	
活用する地域資源	○○（施設）、○○（海・山・河など）、○○（ホテル・旅館）、
連携する他分野	観光分野、学校、宿泊業、市町村行政
解決したい社会課題	部活動改革（地域展開）への対応、子どもの運動機会創出、 県民の健康増進、県内外の交流人口拡大、地域経済活性化

あくまで例示です。開催要綱で示した「他分野（買い物、エコ活動、婚活、子育てなど）」や「社会課題（少子高齢化、健康増進、まちづくり、交流人口の拡大、地域経済の衰退、共生社会実現など）」はもちろんのこと、それ以外でも結構です。

事業コンセプトの実現に向けて２年間で取り組む内容（予定）を記入（※経費見積書と連動）

第１年次（R7）	
第２年次（R8）	

参考資料等も参考としながら、年次別に取り組んで行く予定の事業内容・活動計画を記入してください。
ここで記載した内容と「経費見積書」に記載する内容が連動するようにしてください。
（例）
第1年次（R7）
　先進地である＊＊県＊＊市を視察訪問する　➡　経費見積書に視察に係る経費を計上

提案者における「数値目標」を記入									
数値目標	○○大会、○○イベントの参加者を1.5倍にする。（R6実績300人→R8は450人）								
設定した理由	ジュニア競技者の掘り起こしや県内外愛好者の参加者を増やし、○○競技の魅力を高めるとともに、大会の充実化によって地域の賑わいと地域経済活性化にも貢献していくことを目指すため。								
年次別目標値	R7	350　人	達成率の目標%	78	R8	450　人	達成率の目標%	100	

事業終了後の持続的・発展的な取組みに向けた展望を記入	
事業終了後の展望（R9～）	事業終了後に、どう持続可能な取組みとして発展させていくか、そのストーリー性やビジョンを記入してください。

事業（企画提案）の新規性・拡充性について記入（拡充の場合は前身の事業名等を記入）		
□	新規	
■	拡充	令和○年から２年間、○○市の・・・・・事業（補助事業）を実施。この事業を活用して拡充させる。

連携・協働先及び実現可能性等について記入					
団体名	○○市観光協会			所在地	○○市
内　容	・・・・について連携（市の事業で実績あり）				
可能性	■　確実	□　見込み	□　これから交渉・依頼する		
団体名	○○市＊＊＊課			所在地	○○市
内　容	・・・・について連携（市の事業で実績あり）				
可能性	■　確実	□　見込み	□　これから交渉・依頼する		
団体名	日本＊＊＊＊連盟			所在地	東京都

内　容	・・・・大会の開催について連携				
可能性	□　確実	□　見込み	■　これから交渉・依頼する		
団体名	**株式会社〇〇〇〇**			所在地	〇〇市
内　容	・・・の協賛（協力）を得る予定				
可能性	□　確実	■　見込み	□　これから交渉・依頼する		
団体名	**〇〇地区自治会連合会**			所在地	〇〇市
内　容	・・・・開催について理解を得ており、自治会館・ふれいあいセンターの利用も了解を得ている。				
可能性	■　確実	□　見込み	□　これから交渉・依頼する		

実施体制について記入

事業総括責任者	団体名・部署・役職名	新潟県◎◎◎協会理事長	氏名	〇〇　〇〇		
事業推進にあたり直接的に関与する人員の団体名・部署・役職名等（確実性は確実・確約は〇、予定・見込みは△を記入）	団体名・部署・役職名	新潟県◎◎◎協会副理事長・◎◎委員長	氏名	〇〇　〇〇	確実性	〇
	団体名・部署・役職名	新潟県◎◎◎協会事務局長	氏名	〇〇　〇〇	確実性	〇
	団体名・部署・役職名	〇〇市◎◎◎協会会長	氏名	〇〇　〇〇	確実性	〇
	団体名・部署・役職名	〇〇市観光協会専務理事	氏名	〇〇　〇〇	確実性	〇
	団体名・部署・役職名	〇〇市＊＊課（交渉中）	氏名	未定	確実性	△
その他（上記以外での推進体制に関する特記事項など）	・事業推進にあたり（公財）日本◎◎◎連盟の協力・支援が得れることになっている。 ・協会スタッフ１名を専任させる。					

過去における類似事業（業務）の実績について記入（直近のもの３件以内）	
事業名（事業・業務内容）	平成〇年に・・・・大会を開催し、全国から・・名が参加。その後・・・
事業名（事業・業務内容）	令和〇年に・・・を計画したが、コロナ禍により中止となった。現在、令和〇年の開催に向けて調整中である。
事業名（事業・業務内容）	

経費見積書

令和７年度　経費見積書

１　収入

項　　目	予算額（円）	収入区分		摘　　要
		県ｽﾎﾟｰﾂ協会負担分	県ｽﾎﾟｰﾂ協会負担外	
県スポーツ協会負担	450,000	450,000		
自己負担	63,200		63,200	協会負担
その他収入	0			
計	513,200	450,000	63,200	

２　支出

事業（活動）名	費　　目	予算額（円）	収入区分		積算内訳・説明	事業（活動）概要
			県ｽﾎﾟｰﾂ協会負担分	県ｽﾎﾟｰﾂ協会負担外		
プロジェクト推進委員会	報償費	43,200	43,200		学識経験者（＊＊大学＊＊教授）	プロジェクト推進委員会を設置する。 年３回開催予定 10名程度で構成（市外の経験者複数名を予定）
	旅費	60,000	60,000		市外参加者	
		0				
		0				
		0				
先進地視察	旅費	100,000	100,000		往復旅費（2名）	＊＊大会開催実績があり全国的に有名な◎◎県◎◎市を訪問し、大会視察を行うとともに、関係者にヒアリングを実施。 報告会を開き情報共有を図る。
		0				
		0				
		0				
		0				
市民向け講演会	報償費	50,000		50,000	他団体での謝金実績に基づく	機運醸成を図るため、・・・で活躍した・・・・氏による講演会を実施する。
	旅費	30,000	30,000		東京往復（１泊）	
	使用料及び賃借料	50,000	50,000		文化会館大ホール	
		0				
		0				
市民向け普及講習会・トライアル大会	報償費	50,000	50,000		講師、審	市民への普及啓発とテスト大会を開催。次年度以降への本格的事業実施に向けて検証する。
	旅費	30,000	30,000		市外 審判謝金旅費	
	印刷製本費	50,000	50,000		及冊子、大会プログラム印刷作成	
	スポーツ用具費	50,000	36,800	13,200		
		0				
計		513,200	450,000	63,200		
	（収支差額）	0				

年度別の上限額になっているかどうか確認

収支差額が0円になっているかどうか必ず確認

令和８年度　経費見積書

１　収入

項　　目	予算額（円）	収入区分		摘　　要
		県ｽﾎﾟｰﾂ協会負担分	県ｽﾎﾟｰﾂ協会負担外	

下記を参照し、現時点で見込まれる諸経費をについて見積りください。
なお、「費目」はプルダウンで表示されますので、指定の費目以外を入力しないでください。
企画提案時に　７・８年度の２年分　を計画（見積）して記入してください。
「事業コンセプトの実現に向けて２年間で取り組む内容（予定）を記入」の各年次計画で記載内容と一致するよう作成願います。
例：事業計画では先進地視察が計画し、経費見積書には未計上ということがにようにお願いします。
**　　なお、団体の自己負担（県スポーツ協会負担外）として計画している場合も収支に計上をお願いします。**

２

※経費見積の積算にあたっては、次により計算してください。
・講師謝金　１時間単価　7,400円以内（著名人等の場合は別途計上可）
　　例：講師（大学教授）@7,400円／運営スタッフ１日5,000円　など
・旅費（交通費）　車の場合：１km22円計算、ＥＴＣ実費　ＪＲ・バス・飛行機の場合：実費
（宿泊費）　１泊２食　10,900円（定額）
・消耗品費等のその他経費は実費
・すべて税込みで計上

	0			
	0			
計	0	0	0	
（収支差額）	0			

その他特記事項

その他特記事項の記入は任意です。
所定の記入欄では記入できなかった特記事項、ＰＲポイントなどがある場合は、ここに記入してください。

第４期スポーツと地域活性化の好循環創出事業の募集にあたってのＦＡＱ

令和７年６月２日
公益財団法人新潟県スポーツ協会
スポーツ推進課

Ｑ　第１期から第３期までのスポーツと地域活性化の好循環創出事業において指定を受けた団体も第４期事業に応募できますか。
Ａ　できます。ただし、審査委員会において新規性や拡充性について評価します。

Ｑ　「他分野」について実施要綱に掲げる「買い物」「エコ活動」などのみが対象ですか。
Ａ　実施要綱に記載しているものはあくまで例示です。それに限らず、様々な分野との連携・協働をご提案ください。

Ｑ　企業ですが、企業単体ではなく NPO 法人と連携して参加したいのですが、応募の対象になりますか。
Ａ　実施要綱で「営利を目的としない団体であること」としています。従って営利法人からの申請はできません。ただし、NPO 法人等の非営利法人と企業の連携は事業趣旨にも合致するので、連携する NPO 法人が事業主体となって申請することは可能です。

Ｑ　スポーツ団体ではなく、観光振興を主とした団体です。応募の対象になりますか。
Ａ　必ずしもスポーツ団体に限定していませんので、応募は可能です。ただし、スポーツ・運動と連携した内容を包含している提案としてください。

Ｑ　全国的に活動する団体です。新潟県にも活動拠点（組織）がありますが、応募の対象になりますか。
Ａ　新潟県内に活動拠点となる組織がある場合は対象となります。

Ｑ　第３期までは３年間の指定期間であったものがなぜ２年間になったのでしょうか。
Ａ　スポーツ界やそれを取り巻く社会経済情勢の変化のスピードが速いこと、これまでよりも短いスパンでより多くの団体を指定し、好事例・モデルを創出していくこと、また指定団体における早期の自走化を促すことなどが主な理由です。

Ｑ　採択された場合、採択前に執行した経費も対象になりますか。
Ａ　なりません。あくまで指定団体として決定（令和７年８月上旬予定）されたあとの経費のみが対象になります。

Ｑ　２年間の事業実施は確約されているのでしょうか。また、初年度のみ４５万円なのはなぜですか。
Ａ　実施要綱の６指定期間にも掲載のとおり原則として２年間継続指定することとしていますが、令和８年度の新潟県予算において予算措置されなかった場合は、令和７年度のみとなりますので、予め承知のうえで応募してください。
　なお、採択が８月上旬見込みであり、令和７年度の事業期間が約８カ月となることから４５万円にしてあります。

Q　参加料を事業費に充当しなければならないのはなぜですか。
A　この事業を単なる財源振替とするのではなく、参加費により事業の質を高め、また申請団体の自走化に向けた事業スキームを構築してほしいためです。
　なお、参加料のほかに、各種助成団体からの助成金や企業協賛金を得て事業実施を充実させることも可能です。

Q　この事業は補助金や委託契約でしょうか。
A　補助事業でも委託事業でもありません。指定を受けた団体と新潟県スポーツ協会とも共同事業になります。特に経費の支払いは、全額を県スポーツ協会が直接執行します。従って、指定団体への資金の交付はありません。

Q　委託費として事業費の大半を協力団体に交付することは可能でしょうか。
A　指定団体の育成や自走化と指定団体による事業の持続性を目指していますので、いわゆる丸投げとなるような計画（経費執行）は認められません。

Q　採択を受けてから企画提案書の内容を変更することは可能でしょうか。
A　採択以降の情報や環境の変化を踏まえたものやアドバイザー又は県スポーツ協会からの助言等を踏まえたものなど、より事業効果を高めるための合理的な理由による変更は可能です。
　なお、変更にあたっては所定の事務手続きが必要となります。

Q　企画提案書の「数値目標」として、例えばどのようなものが考えられますか。
A　例としては、大会参加者全体数の増加、県外（海外含む）からの参加者数の増加、イベント回数の増加、スポーツ実施率（年１回以上など）の向上、障害者・女性・高齢者等のスポーツ参加者（実施率）向上、対象エリア住民の運動習慣の改善、施設の利用率向上、新たな組織（スポーツコミッション等）の設立、イベント参加者満足度の向上、事業連携先の増加、部活動の地域展開のクラブ数増加、観戦者（来場者）数の増加、スポーツボランティアの増加など様々な要素が考えられます。
　あくまで申請者側で、企画提案する事業（取組）により何をどのように向上させたいかとその年次別（７・８年度ごと）の数値目標を設定、記入してください。

Q　事務手続きが煩雑に感じます。
A　補助事業でも委託事業でもなく、指定団体と県スポーツ協会が共同で実施する事業となっており、特に経費執行は県スポーツ協会が行うことから事務手続きが煩雑に感じられるかと思いますが、事業を企画実施する都度、適宜助言等を受けることも可能となっています。また、例えば、指定団体において講師や指導者への謝金支払いに伴う源泉徴収や納税手続きが不要になること、実績報告書（決算報告）の段階において支出済みの経費が対象外経費となり、自己負担が発生することがないなど、指定団体の事務負担や経費負担も軽減されます。
　また、指定団体を対象としたキックオフミーティングを開催し、事務手続き等に関する説明もしっかりと行い、事務担当者がサポートします。